

# 短期入所について

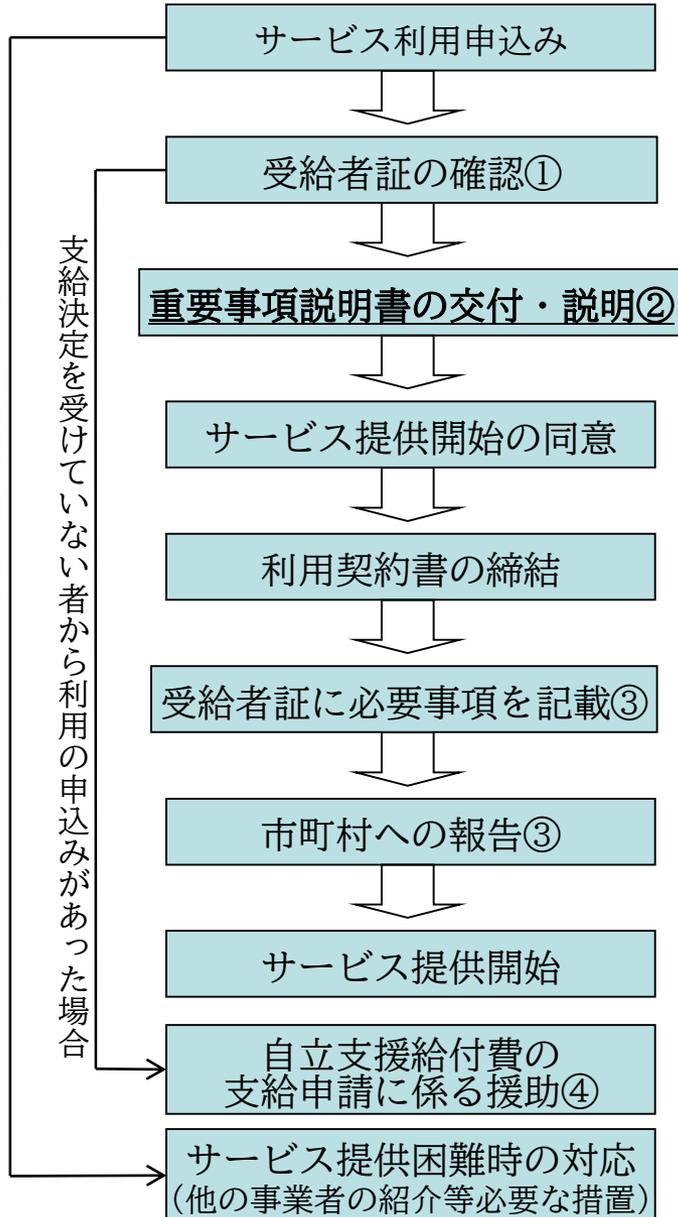
- I 市の指導について
- II 運営上の主な留意事項  
(過去の实地指導における主な指摘事項を基に)
- III 指定基準上の留意事項

# I 市の指導について

指導の目的	
障害福祉サービス事業者の支援を基本とし、制度理解の促進、自立支援給付の適性化とよりよい支援の実現を目的とする。	
指導の種類	
実地指導	主眼事項等に基づき、関係書類を閲覧し、関係者との面談方式で行い、文書又は口頭による指摘を行う。 ・ 障害者支援施設：2年に1回 ・ 障害福祉サービス事業所：3年に1回（新規事業所は指定後、概ね3カ月後）
集団指導	サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。
監査	指定基準違反等の事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。
集団指導について	
内容と目的	○実地指導等で指摘が多いところ、事業者から問い合わせの多い事項等について、重点的に説明 →不適切な請求を防げ、安定した事業所運営につなげる。 →利用者が安心して利用できるようにする。
事業者の対応	○指摘事項等に該当する場合は、速やかに見直しをしてください。 ○事業所において伝達研修を実施願います。（資料を市ホームページに掲載） （資料掲載先）トップページ > 健康・福祉 > 福祉・介護 > 障がい者 > 基本情報 > 指定障害福祉サービス事業所等の集団指導について

## Ⅱ 運営上の主な留意事項（参考） （実地指導における主な指摘事項）

# (参考) 障害福祉サービスの提供の流れ



## ①受給資格の確認（指定基準条例第15条）

事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめる。

## ②内容及び手続の説明及び同意（指定基準条例第10条）

利用申込みがあったときは、障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（原則）を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得なければならない。

## ③入退所の記録の記載等（指定基準条例第112条）

- ・利用者が入所又は退所するときは、事業所の名称、入所又は退所の期日その他の必要な事項を受給者証に記載しなければならない。
- ・利用者が支給決定を受けた支給量に達した場合は、受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村等に提出しなければならない。

## ④自立支援給付費の支給の申請に係る援助（指定基準条例第16条）

利用申込者の意向を踏まえて、速やかに支給申請が行われるよう必要な援助を行う。

## 重要事項の説明等

### 【主な指摘事項】

- 重要事項説明書に記載すべき事項の記載がない。
- 重要事項を記載した文書を交付して説明し、利用者から同意を得ていない。
- 運営規程、契約書と内容が一致していない。
- 重要事項を掲示していない。

- ・ 利用の申し込みがあったときは、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等により原則、文書で交付し説明を行い、当該利用者の同意を得てください。
- ・ 重要事項説明書には利用者の同意を確認する署名、捺印（電子署名の場合も）が必要です。
- ・ 事業所の見やすい場所（入口など）に、重要事項を掲示等してください。
- ・ 重要事項説明書、契約書、運営規程、現状は一致させてください。
- ・ **短期入所事業所としての重要事項説明書等書類の整備をしてください。**

### ❖ 指定基準条例 第118条準用第10条

（内容及び手続の説明及び同意）

第10条 指定居宅介護等事業者は、支給決定障害者等から指定居宅介護等の利用の申し込みがあったときは、その申込みを行った者（以下「利用申込者」という。）の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第32条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、指定居宅介護等を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定により書面の交付を行う場合は、利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

# (参考) 重要事項説明書に記載すべき事項

重要事項説明書記載事項の例

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事業者の概要<br/>(名称、所在地、代表者、設立年月日、連絡先)</li> <li><input type="checkbox"/> 事業所の概要<br/>(名称、所在地、開所年月日、サービス種類、 管理者等)</li> <li><input type="checkbox"/> サービスの目的及び運営方針<br/>(目的、運営方針)</li> <li><input type="checkbox"/> 提供するサービスの内容</li> <li><input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制<br/>(職種、員数、勤務体制)</li> <li><input type="checkbox"/> 主たる対象とする障害の種類を定めた場合、その種類</li> <li><input type="checkbox"/> 利用定員</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 利用者から受領する費用の種類及びその額</li> <li><input type="checkbox"/> サービスの利用に当たっての留意事項</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者の記録及び情報管理等<br/>(情報管理及び保管方法、個人情報管理及び提供の取扱い)</li> <li><input type="checkbox"/> 緊急時における対応方法</li> <li><input type="checkbox"/> 苦情解決、虐待防止の体制<br/>(担当者、責任者、利用時間、連絡先、相談手順等)</li> <li><input type="checkbox"/> その他<br/>(協力医療機関、非常災害対策、事故発生時の対応等)</li> </ul> |
|---|--|

説明と同意の確認

令和◎◎年□月◇日

○○事業所の指定△△(サービス)の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名：

事業所名：

説明者職氏名： ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から○○事業所の△△(サービス)の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

住所：

氏名： ㊞

代理人

住所：

氏名： ㊞

続柄：

# 利用契約の締結

## 【主な指摘事項】

- 契約日の記載がないなど、内容に不備がある。
- 支給決定有効期間を超えた契約期間となっている。
- 利用契約書について、契約を締結したことを証する書面となっていない。
- 契約書により利用者の同意を得ていない。

- ・ 契約書の記載事項は、重要事項説明書および現状と一致させてください。
- ・ サービスを利用するための契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、書面を交付しなければなりません。
- ・ 支給決定有効期間を超えていないか、確認をしてください。

## ❖社会福祉法

(利用契約成立時の書面の交付)

第77条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約（厚生労働省令で定めるものを除く。）が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- 三 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

## ❖指定基準条例 第118条準用第10条

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 指定居宅介護等事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定により書面の交付を行う場合は、利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。



# サービス提供の記録

## 【主な指摘事項】

- サービスの提供の記録に利用者の確認がなされていない。
- 提供したサービスの具体的な内容の記載がない等、整備されていない。

- ・ 短期入所サービスを提供したときは、その提供した日及び内容その他必要な事項をその都度記録しなければなりません。
- ・ サービスの提供の記録については、利用者等の確認を受けなければなりません。

## ❖ 指定基準条例 第118条準用第20条

(サービスの提供の記録)

第20条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等を提供した場合は、その期日及び内容その他必要な事項を、当該 提供の都度記録しなければならない。

2 前項の規定による記録には、当該記録に係る指定居宅介護等の提供を受けたことについて支給決定障害者等の確認を受けなければならない。

# (参考) サービス提供の記録に関する留意事項について

## サービス提供の手順

1 サービスの提供 → 2 サービス提供記録の作成 → 3 利用者の確認

## サービス提供記録に関する留意事項

- ・ 記録する内容  
サービス提供日及び支援した内容、利用者の状況、報酬請求事項に関する対応等を記載すること
- ・ 記録の方法  
短期入所の提供については、サービス提供の記都度録、記録し、確認を求めること
- ・ 記録の整備  
サービス提供記録に関する書類（業務日誌、個別支援記録、サービス提供実績確認票等）の整合及び誤りがないか、確認すること

## 記録の整備に関する留意事項

- ・ 事業者は、利用者に対する短期入所の提供に関する記録を整備し、5年間保存しなければなりません。

◆指定基準条例 第134条準用第43条

(記録の整備)

- 第43条 指定居宅介護等事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定居宅介護等事業者は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する記録を整備し、その提供した日から5年間保存しなければならない。

# 支払の受領等

## 【主な指摘事項】

- あいまいな名目での費用を徴収している。
- 利用者から支払を受けた際に、領収書を交付していない。

- ・ 重要事項説明書により、利用者負担額及び利用者に求める費用等について、事前に説明を行い、同意を得てください。
- ・ 利用者から支払を受けた場合には、領収証を交付してください。
- ・ 利用者に求める費用は明確な項目としてください。
- ・ 短期入所で利用者から受領することが出来る費用は以下となります。  
食事の提供に要する費用  
光熱水費  
日用品費  
日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

## ❖指定基準条例

(支払の受領等)

第113条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所事業者は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

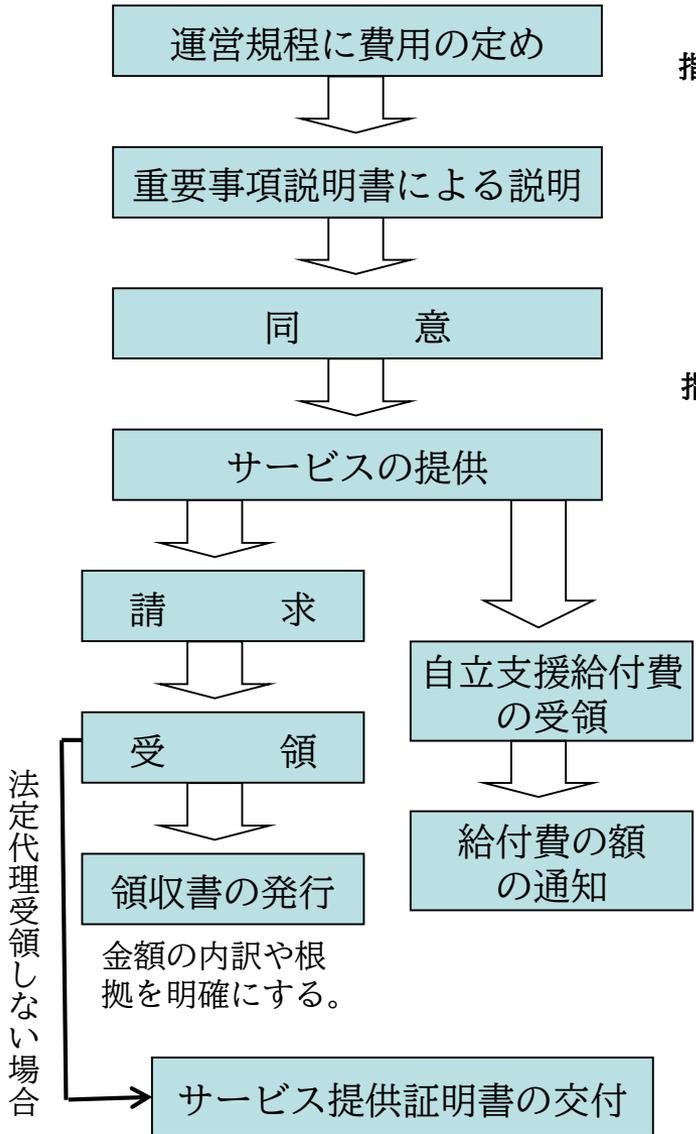
## (参考) 支払の受領等

### 【利用者負担額その他、受領が可能な費用】

- 食事の提供に要する費用       光熱水費       日用品費
- その他の日常生活費（日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの）
  
- 「その他の日常生活費」の受領は、以下の基準を遵守してください。
  - ・介護給付費の対象となっているサービスと重複していないこと。
  - ・曖昧な名目の費用を受領しないこと。
  - ・受領については、利用者に事前に十分な説明を行い、同意を得てください。
  - ・受領は対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行ってください。
  - ・対象となる便宜及びその額は、運営規程において定め、また、重要事項として、見やすい場所に掲示してください。
  
- 「その他の日常生活費」の具体的な範囲
  - ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用
  - ・利用者の希望によって、教養娯楽費として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用
  - ・利用者の希望によって、送迎を事業者又は施設が提供する場合に係る費用
  
- 「その他の日常生活費」と「預り金の出納管理に係る費用」については、区別されるべき費用です。
  
- 不正防止の観点から、立替払いをし、事後請求することは行わないでください。

参考通知 「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」  
平成18年12月6日障発第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

# (参考) 利用者負担額等の受領の流れ



## 指定基準条例 第21条

- (1) 事業者が、利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、その用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限る。
- (2) 上記(1)により金銭の支払を求める際は、金銭の用途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、利用者負担額及び法定代理受領を行わない場合の基準額の支払については、この限りでない。

## 指定基準条例 第113条

- (1) 事業者は、サービスを提供した際は、利用者から利用者負担額の支払を受ける。
- (2) 事業者は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者から当該サービスに係る基準額の支払を受ける。
- (3) 事業者は、上記(1)～(2)の支払を受ける額のほか、サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げるものの費用の支払を利用者から受けることができる。
  - ・食事の提供に要する費用
  - ・光熱水費
  - ・日用品費
  - ・前各号に掲げるもののほか、サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- (4) 事業者は、上記(1)～(3)の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。

# 給付費の額の通知

## 【主な指摘事項】

- 法定代理受領する介護給付費の額について、利用者に通知をしていない。

- ・ 法定代理受領により市町村から介護給付費の支給を受けた場合には、利用者に対して額を通知してください。
- ・ 額を利用者に通知することによって、利用者は、公費負担を含めた全体の費用について把握することができ、また、事業者による不適正な請求を防止する機能も期待されています。

## ❖指定基準条例 第118条準用第24条

(介護給付費の額に係る通知等)

第24条 指定居宅介護等事業者は、法定代理受領により指定居宅介護等に係る介護給付費の支給を受けたときは、支給決定障害者に対し、その者に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、支給決定障害者等から法定代理受領を行わない指定居宅介護等に係る費用の支払を受けた場合は、その者に対し、その指定居宅介護等の内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載した書面を交付しなければならない。

# 受給者証記載事項

## 【主な指摘事項】

- 必要事項が利用者の受給者証に記載されていない。
- 市町村へ提出がされていない。
- 入退所の記録が不十分。

- ・ 利用者が入所又は退所するときは、事業所の名称、入所又は退所の期日、その他の必要な事項を利用者の受給者証に記載してください。
- ・ 利用者の支給決定を受けた量が総額に達した場合には、受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを、その利用者の支給決定に係る市町村に提出しなければなりません。

## ❖指定基準条例

(入退所の記録の記載等)

第112条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、受給者証記載事項（指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項をいう。）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村等に提出しなければならない。

# 運営規程

## 【主な指摘事項】

○ 必要な事項の記載がない。

- ・ 必要な事項が記載されているか確認し、**運営の実態、重要事項説明書、契約書の内容は一致させてください。**
- ・ **指定短期入所事業所としての運営規程を作成してください。**

## ❖指定基準条例

(運営規程)

第116条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業所の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害者の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

## (参考) 運営規程の項目について

### 【運営規程に記載すべき事項】

- 事業の目的及び運営の方針
- 事業所の概要（名称、所在地）
- 事業所の類型（併設型、空床利用型、単独型の別）
- 従業員の職種、員数及び職務内容
- 利用定員（空床利用型の場合は不要）
- サービスの内容
- 内容及び手続きの説明及び同意
- 受領する費用の種類及びその額
- 利用の当たっての留意事項  
サービス提供を受ける際に利用者側が留意するルール、施設利用上の注意事項等
- 緊急時等における対応方法
- 非常災害対策  
必要な設備の設置、非常災害に関する具体的計画、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の整備、定期的な避難、救出その他必要な訓練の実施等
- 主たる対象者の障害の種類（定めた場合）
- 虐待防止のための措置
- その他の運営に関する重要事項
  - 身体拘束の禁止
  - 秘密保持
  - 苦情解決
  - 協力医療機関
  - 事故発生時の対応
  - 地域生活支援拠点等である場合は、その満たす機能 等

# 事故発生時の対応

## 【主な指摘事項】

○ 事故発生時の報告がされていない。

- ・ 事故等が発生した場合、報告が必要です。
- ・ 事故が発生した場合の対応方法について、手順等具体的な事故対応の仕組み及び家族への連絡など事故対応の体制について、マニュアル等を整備してください。
- ・ 事故が発生した場合は、内容や発生した原因、対応について記録をし、原因を解明し、再発防止策を講じることが必要です。
- ・ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望まれます。
- ・ リスクマネジメントの視点を取り入れた業務の見直しと取組として、日常業務を事故防止の観点から再点検し、ヒヤリ・ハット事例の収集と活用、継続的かつ定期的な職場内研修等が有効であるとされます。

## ❖指定基準条例 第118条準用第41条

(事故発生時の対応)

第41条 指定居宅介護等事業者は、利用者に対する指定居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、県、市町村等、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護等事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

## (参考) 事故発生時の対応等について

報告すべき事故等の範囲		
報告先	事業者→家族、市、その他市町村等	
報告事項	報 告 項 目	
	(1) サービスの提供時の利用者のケガ等又は死亡	ケガ等とは、サービスの提供時に発生した骨折、火傷、創傷、誤嚥、異食、誤薬等により、入院又は医療機関での治療を要するもの。 死亡は、サービスの提供時に発生した事故等によるものとするが、病気等により死亡した場合であっても、事業者の責めに帰する可能性のあるとき又は利用者の家族等から責任を問われているとき。
	(2) 利用者の行方不明	外部の協力により捜索活動が必要となる場合
	(3) 職員の法令違反・不祥事等	個人情報の漏えいや利用者預り金の横領など、利用者の処遇に影響があるもの。
	(4) 食中毒及び感染症の発生	インフルエンザ、ノロウイルス、O157等の集団発生
	(5) その他事業所等の長が必要と認めたもの	<b>新型コロナウイルス感染症も含む。</b>

### 参考

障害福祉サービス事業所等における事故発生時の報告事務取扱要領

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/61/1894.html>

# 非常災害対策

## 【主な指摘事項】

- 非常災害に対する具体的な計画が整備されていない。
- 定期的な避難訓練等の実施がない。

- ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける必要があります。
- ・ 非常災害に関する具体的な計画をたて、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、利用者及び職員に周知徹底する必要があります。
- ・ 具体的な計画は、災害時において自力避難が困難な利用者の避難についての確に対応するために、あらかじめ防災組織を整え、職員の役割分担、緊急時連絡体制を整えることなどが重要です。
- ・ 避難場所、避難経路、避難方法などについては、利用者及び家族にも周知してください。
- ・ 避難訓練に関しては、職員や利用者が災害時において適切な行動をとることができるよう、定期的に避難訓練、救出訓練、その他必要な訓練を行ってください。（年2回以上）

## ❖最低基準条例

（非常災害対策）

- 第8条 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
- 2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、風水害、土砂災害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。
  - 3 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。
  - 4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。
  - 5 療養介護事業者は、非常災害の際に利用者及び職員が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

# 虐待の防止のための措置

## 【主な指摘事項】

- 虐待防止のための責任者を設置する等、必要な体制の整備がされていない。
- 従業者に対して研修を実施する等の措置がとられてない。

- ・ 虐待防止のための措置を講ずるよう努めてください。
  - 虐待の防止に関する責任者の選定
  - 運営規程等への記載
  - 成年後見制度の利用支援
  - 苦情解決体制の整備
  - 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

## ❖指定基準条例

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第4条 指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、責任者を設置するなどの措置を講ずるよう努めなければならない。

# 虐待の防止

## 令和4年度から義務化（令和3年度は努力義務）

- 従業者への研修を実施すること。
- 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底すること。
- 虐待の防止等のための責任者を設置すること。
  - ※ 虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等となります。

### ❖指定基準条例

（虐待の防止）

第41条の2 指定居宅介護等事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 当該指定居宅介護等事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（2） 当該指定居宅介護等事業所において、従業者及び管理者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

（3） 前2号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

# 身体拘束等の適正化

## 令和3年度から義務化

- 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。  
(記録が行われていない場合、減算適用となっております。5単位/日)

## 令和4年度から義務化（令和3年度は努力義務）

- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

## 令和5年度から「身体拘束廃止未実施減算」の適用

- 次のいずれかを満たしていない場合に、基本報酬を減算。
  - ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（法人単位での開催も可）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。（年1回以上）
  - ・ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
  - ・ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。

# 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組

## 令和6年度から義務化（3年間は経過措置（準備期間））

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染対策委員会を設置すること。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施すること。

### ❖ 指定基準条例

（衛生管理等）

第35条 指定居宅介護等事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定居宅介護等事業者は、当該指定居宅介護等事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護等事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護等事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護等事業所において、従業者及び管理者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

## 業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練等の実施

### 令和6年度から義務化（3年間は経過措置（準備期間））

- 感染症及び非常災害発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために、業務継続計画を策定すること。
- 業務継続計画に従い、研修及び訓練を実施すること。

### ❖ 指定基準条例

（業務継続計画の策定等）

第34条の2 指定居宅介護等事業者は、感染症及び非常災害発生時において、利用者に対し指定居宅介護の提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、従業者及び管理者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護等事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

# 秘密保持等

## 【主な指摘事項】

- 秘密保持について、必要な措置が講じられていない。
- 個人情報の提供について、利用者又は家族からの同意を得ていない。

- ・ 他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得てください。（この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるとされています。）
- ・ 業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護するために、従業者に対して秘密の保持を義務付け、その規程について、就業規則、雇用契約書に明記してください。
- ・ 従業者に対して退職後も秘密の保持を義務付けるために、雇用契約時等に誓約書を取り交わすなどの取り決めをしてください。

## ❖ 指定基準条例 第118条準用第37条

### （秘密保持等）

第37条 指定居宅介護等事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護等事業者は、その従業者及び管理者であった者が、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護等事業者は、他の指定居宅介護等事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ、当該利用者又はその家族の同意を文書により得ておかななければならない。

# Ⅲ 指定基準上の留意事項

## 1. 事業所の形態

併設型	<p>指定障害者支援施設等（※）に併設され、専ら指定短期入所用の居室において、当該指定障害者支援施設等と一体的に指定短期入所の運営を行う事業所。</p> <p>※複数定員の居室を短期入所の居室として指定した場合、その居室は短期入所利用者しか利用できない。</p>
空床利用型	<p>利用者に利用されていない指定障害者支援施設等（※）の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所。</p> <p>※複数定員の居室内で短期入所と指定障害支援施設等の利用者が同室しても可。</p>
単独型	<p>指定障害者支援施設等（※）（指定宿泊型自立訓練事業所等（※）を除く）以外の施設であって、利用者に利用されていない居室において、指定短期入所の事業を行う事業所。</p>

※指定障害者支援施設等

指定障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設。指定宿泊型自立訓練事業所等（※）を含む。

※指定宿泊型自立訓練事業所等

指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型共同生活援助事業所（空床利用型は不可）

## 2. 設備に関する基準

	居室	その他設備	
併設型	指定短期入所専用の居室であること。 居室の基準は、本体施設に準ずる。	併設事業所及び併設本体事業所の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体事業所の利用者の支援に支障がないときは、当該本体事業所の設備（居室を除く。）を指定短期入所事業の用に供することができる。	
空床 利用型	本体施設の空床を利用する。	その居室を利用する障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りる。	
単独型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1つの居室の定員は4人以下とすること。</li> <li>・ 地階には設けてはならないこと。</li> <li>・ 1人あたりの床面積は収納設備等を除き8㎡以上とすること。</li> <li>・ 寝台又はそれに代わる設備を備えること。</li> <li>・ ブザー又はそれに代わる設備を備えること。</li> </ul>	食堂	食事の提供に支障がない広さを有すること必要な備品を備えること。
		浴室	利用者の特性に応じたものであること。
		洗面所 便所	居室のある階ごとに設けること。 利用者の特性に応じたものであること。

### 3. 人員（従業者）に関する基準

本体施設	指定障害者支援施設等	指定宿泊型自立訓練事業所等
併設型	（本体施設の利用者の数）＋（短期入所の利用者の数）を 本体施設の利用者の数とみなした場合に、本体施設として必要とされる数以上	① 指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練等を提供する時間帯 （本体施設の利用者の数）＋（短期入所の利用者の数）を 本体施設の利用者の数とみなした場合に、本体施設における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上  ② 指定短期入所のみを提供する時間帯 6 : 1 以上
空床利用型		
本体施設	なし	指定生活介護事業所等 ※
単独型	6 : 1 以上	① 指定生活介護等のサービス提供時間帯 （本体施設の利用者の数）＋（短期入所の利用者の数）を 本体施設の利用者の数とみなした場合に、本体施設における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上  ② 指定短期入所のみを提供する時間帯 6 : 1 以上

※指定生活介護事業所等

指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定宿泊型自立訓練事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所、指定障害児通所支援事業所（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）

# 人員に関する基準

- 管理者
  - ・原則として、管理業務に従事すること。
  - ・資格要件なし。必要な知識及び経験を有すること。
  - ・管理業務上支障がない場合は、他の職務との兼務は可能。

## 【夜間の支援について】

- ・併設型、空床利用型においては、本体施設の従業者が夜間の支援を兼務することは可能。  
単独型は不可。

## 【その他留意事項】

- ・障害の程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合等については、医師及び看護職員も含めて、必要な職種の従業者が確保されるよう努めること。

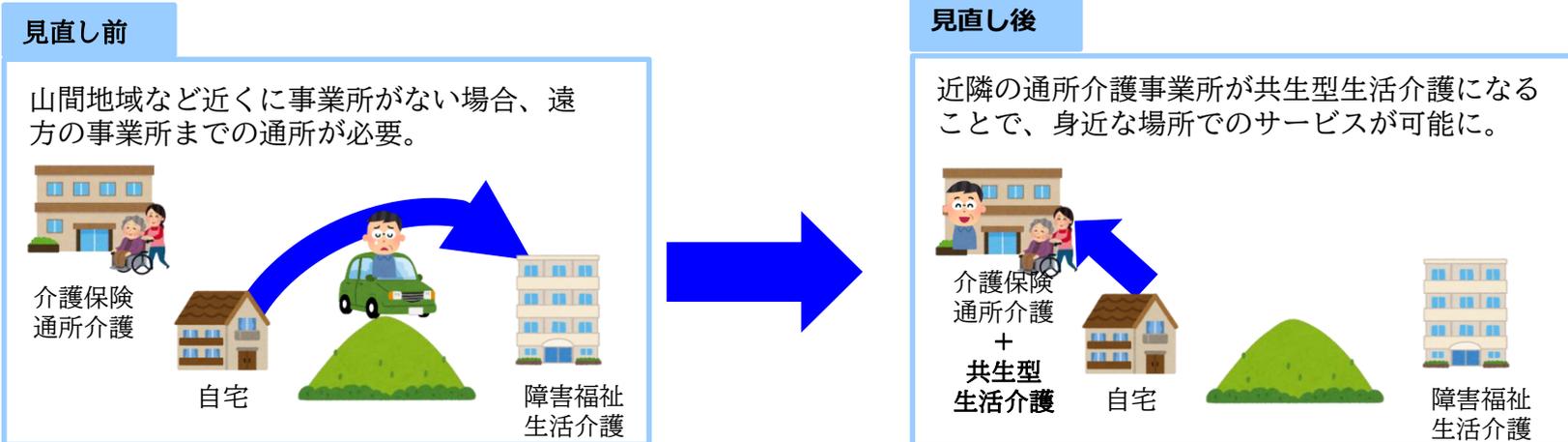
## (参考) 共生型短期入所

本体施設	<p>介護保険法による</p> <p>① 指定短期入所生活介護 ・ 指定介護予防短期入所生活介護</p> <p>② 指定小規模多機能型居宅介護 ・ 指定看護小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護</p>
設備基準	<p>○介護保険サービス事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること</p> <p>○1人あたりの床面積の基準は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本体施設が①の場合 居室の面積は利用者1人あたりの床面積が 10.65㎡以上</li> <li>・本体施設が②の場合 個室以外の宿泊室を設ける場合は宿泊サービスの利用者1人あたりの床面積が 7.43㎡以上</li> </ul>
人員基準	<p>共生型サービスの利用者数も含めて、介護保険サービス事業所等の利用者数とした場合に、介護保険サービス事業所等として必要とされる数以上</p>
定員	<p>介護保険サービス事業所等において同時にサービスを受けることができる利用者数の上限</p>
その他	<p>障害福祉サービス事業所等、その他関係施設から、障がい者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p>

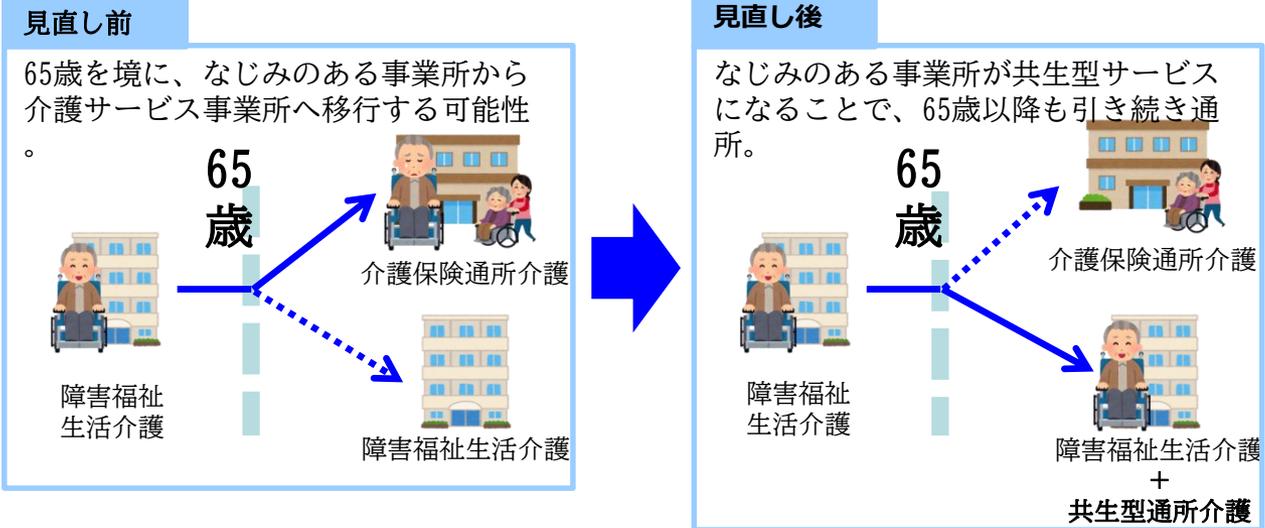
# 共生型サービスの基準・報酬の設定

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

## ○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）



## ○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）



- 【障害福祉サービス等報酬の例】
- 介護保険の通所介護事業所が、障害者への生活介護を行う場合 694単位
  - 共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。
- 【例】
- ・ サービス管理責任者配置等加算（新設） 58単位
  - ・ 共生型サービス体制強化加算（新設）
    - ① 児童発達支援管理責任者を配置 103単位
    - ② 保育士又は児童指導員を配置 78単位等

## 参考法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）

松本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例  
（令和2年松本市条例第65号）（指定基準）

松本市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例  
（令和2年松本市条例第66号）（最低基準）

「障害福祉サービス事業所等における事故等発生時の報告事務取扱要領」  
（松本市 令和3年4月1日施行）

障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（通知）  
（平成18年12月6日障発第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」  
（障発452号他平成12年6月7日厚生省大臣官房障害保健福祉部長他通知）